要指導医薬品及び一般用医薬品(OTC)の販売制度に関する事項

医薬品の区分と販売制度について					
		一般用医薬品			
	要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類 医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
定義及び説明	新医薬品等で、安全性に関す	特にリスクの高い	リスクが比較的高	リスクが比較的高	リスクが比較的低
	る調査期間中の医薬品、毒薬	医薬品	く、特に注意を要す	い医薬品	い医薬品
	及び劇薬のうち厚生労働大		る医薬品		
	臣が指定する医薬品				
表示			第②類医薬品		
	要指導医薬品	第1類医薬品	又は	第2類医薬品	第3類医薬品
			第②類医薬品		
対応する専門家	薬剤師		薬剤師又は登録販売者		
情報提供	義務(書面等で)		努力義務	努力義務	
			服用してはいけな		
			い人や使用につい		
			て注意すること等		
			の情報提供を受け		
			て下さい。		
陳列方法	薬剤師が対面で情報提供するため、お		専門家が在席	区分ごとに分り	けて陳列をしま
	客様が直接手に取れない陳列となりま		するカウンタ	す。	
	す。ご希望のお客様はスタッフにお申		ー等から7m以		
	し付け下さい。また、専門家が不在の場		内に陳列し、情		
	合は、医薬品売場をを閉鎖します (閉鎖		報提供の機会		
	時に販売できません)。		を高めます。		
相談があった場 合の対応	義務 (全ての医薬品に対するご相談に対応しています。)				

※使用期限に関しては3か月以上のものを販売することを明示する

医薬品による健康被害救済制度について

万一、医薬品による健康被害を受けた方は「医薬品副作用被害救済制度」が受けられます。(一部救済が受けられない医薬品・副作用があります。)救済認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせ下さい。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html

救済制度相談窓口 0120-149-931 (フリーダイヤル)

9:00~17:30 (月~金 祝日・年末年始除く)

苦情相談窓口について

要指導医薬品及び一般用医薬品販売制度の運用についての苦情相談は、下記窓口までご連絡下さい。

豊中市保健所 保健安全課 医薬安全係:06-6152-7384

<u>当薬局では、販売等によって知り得た皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、</u> <u>ご不明な点や疑問等がございましたら、お気軽にお問合せください。</u>